国や大阪府等の「手話言語」に係る主な取組み状況

資料３－１

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 手話を獲得する | 手話で学ぶ | 手話を学ぶ | 手話を使う | 手話を守る |
| 全日ろう連の考え方 | ・ろう者が手話を獲得・習得するために、ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報や環境（教育の場）が保障されるべき。 | ・ろう者がさまざまな知識を学ぶために、手話に熟達した教員による授業と、地域の学校等で必要な場合に手話通訳が用意or配置されることが必要。 | ・ろう者が使用する手話について、より理解を深めることができる環境が用意されることが必要。 | ・ろう者が手話を使える場や、手話通訳者を介してコミュニケーションできるシステムが必要。 | ・手話も言語として普及・保存・研究されることが必要。・ろう者による手話の伝承や、誰もが容易に手話に接することができる環境づくりも重要。 |
| 国の主な取組み | 　 | 　 | ○国立障害者リハビリテーションセンター学院・手話通訳学科（２年制の手話通訳専門職員養成課程）。・研修部門（厚労省障害保健福祉部と連携して手話通訳士専門研修会を実施）。○（社福）全国手話研修センター（委託）・都道府県・市町村の開催する手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成・手話通訳士・手話通訳者の現任研修。・手話通訳技能認定試験の実施。 | 　 | ○国立障害者リハビリテーションセンター学院・手話通訳学科（再掲）・研修部門（再掲）○（社福）全国手話研修センター（委託）・手話通訳者等養成研修の講師養成等（再掲）・手話通訳技能認定試験の実施（再掲） |
| 大阪府の主な取組み | ○聴覚障がい者日常生活支援事業手話を知らない中途失聴の聴覚障がい者を対象とした手話講習会を開催。 | ○聴覚障がい者社会参加活動振興事業聴覚障がい者を対象とした国際手話教室や養成講座、文化芸術講座を開催。○障がい者芸術・文化促進事業　 ビッグアイを拠点として障がい者の芸術・文化活動を促進。 | ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業として、手話通訳者養成研修事業を実施。○聴覚障がい者日常生活支援事業（再掲）○聴覚障がい者社会参加活動振興事業（再掲） | ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業○意思疎通支援を行う者の派遣にかかる市町村相互間の連絡調整事業手話通訳者等の派遣にかかる市町村間の派遣調整等を実施。○聴覚障がい者情報提供施設運営事業（公社）大阪聴力障害者協会が設置する聴覚障がい者情報提供施設の運営事業に対し補助。 | ○専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（再掲）○専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（再掲）○聴覚障がい者社会参加活動振興事業（再掲）○聴覚障がい者情報提供施設運営事業（再掲）○障がい者芸術・文化促進事業（再掲） |
| 市町村の主な取組み | 　 | 　 | ○地域交流会（四條畷市）○職員研修（四條畷市） | ○手話通訳奉仕員養成研修事業手話通訳者・手話通訳奉仕員の派遣や手話通訳者の設置を実施。○手話講習会（奉仕員養成講座・上級講座・ステップアップ研修）（四條畷市）○地域交流会（再掲）（四條畷市）○職員研修（再掲）（四條畷市）○障がい者相談支援センターのサロン（四條畷市）○緊急時手話通訳者派遣事業（四條畷市）〇Ｈ27手話奉仕員養成講座［入門編］（忠岡町）〇Ｈ28手話奉仕員養成講座［基礎編］（忠岡町） | ○手話通訳奉仕員養成研修事業（再掲）○地域交流会（再掲）（四條畷市）○職員研修（再掲）（四條畷市） |